

東京都公報

発行 東京都

目次

- 公共測量の実施(二件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)…一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)…一
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…二
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…四
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)…五
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(同)…六

雑報

- 東京都職員共済組合の招集……………(東京都職員共済組合)…八
- 全国自治宝くじの発売(二件)……………(全国自治宝くじ事務協議会)…九

告示

●東京都告示第八百八十五号
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十六年六月十日

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区中里三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年五月二十七日から同年六月三十日まで

●東京都告示第八百八十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、南池袋二丁目B地区市街地再開発準備組合理事長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十六年六月十日

- 一 測量施行者 南池袋二丁目B地区市街地再開発準備組

合

- 二 測量の種類 公共測量(土地区画整理事業)
- 三 測量の区域 豊島区南池袋二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年五月二十七日から同年七月三十一日まで

●東京都告示第八百八十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十条九条第一項の規定に基づき調布市国領北浦土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のように告示する。
 平成二十六年六月十日

- 一 組合の名称 調布市国領北浦土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年四月三十日から平成二十六年六月三十日まで
- 三 施行地区 調布市国領町四丁目の一部
- 四 事務所の所在地 調布市国領町四丁目六番地六
- 五 設立認可の年月日 平成二十五年四月三十日
- 六 変更の内容 事業施行期間を平成二十七年三月三十一日まで延長する。
- 七 変更認可の年月日

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…四
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)…五
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(同)…六

平成二十六年六月十日

●東京都告示第八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

世田谷区太子堂一丁目一番五十一、平成二十六年五月十三日
三番、四番、二百五十九番五、同番
六十七、同番七十六、同番七十七、
同番百一、同番百二、同番百十九並
びに三百八十九番百二十七及び同番
百四十二の各一部、同番百四十五、
同番百四十七から同番百五十一まで、
同番百五十八、同番百六十一、同番
百六十三、同番百六十四並びに同番
百七十及び三百九十六番一の各一部、
同番十四、三百九十七番一、同番八、
同番九、同番十八及び同番十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十六 小平市小川東 延長
第一項第五号 年五月二十 町一丁目二千 一六・五九
の規定による 二日 百二十八番六、幅員
道路 同番二十の各 四・〇〇
一部

●東京都告示第八十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十日

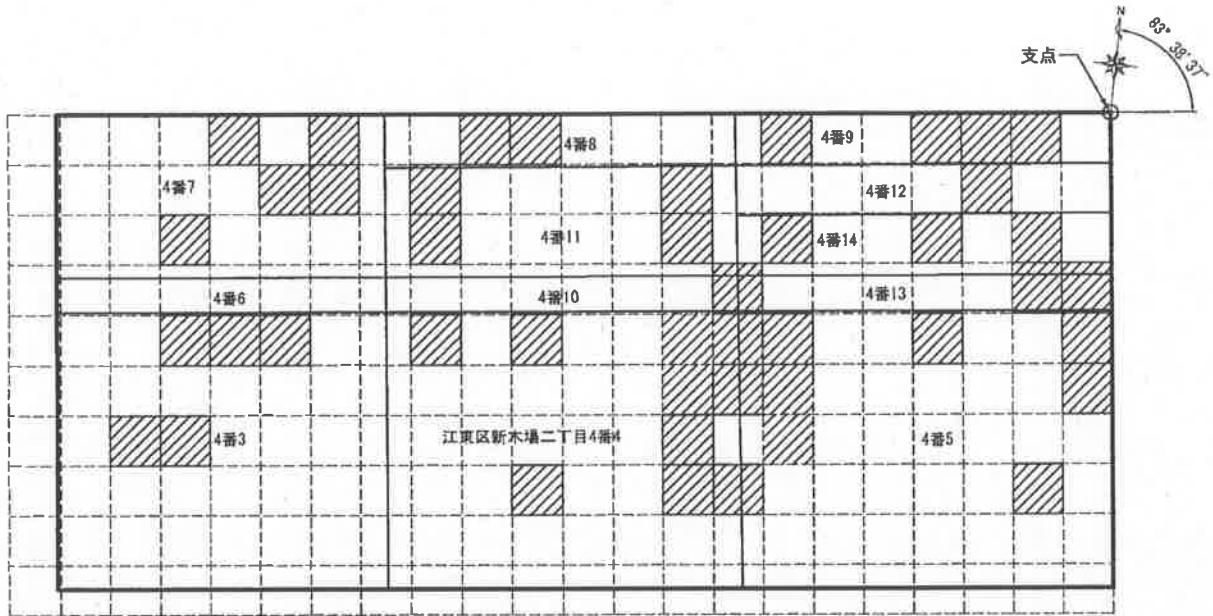
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新木場二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及び

その化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



0m 10m 20m 30m

- 凡 例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】
支点は、江東区新木場二丁目4番9の最北端とする。

【格子の回転角度(83度38分37秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人災害福祉広域支援ネットワーク・

サンダーバード

三 代表者の氏名

小山 剛

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区谷中三丁目六番十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、災害弱者支援を念頭に置きながら、災害発生時の対応に関する住民意識及び技術の向上や、支援側の意識改革・体制確保・技術習得等を目的とした啓発事業を行い、災害に備える体制を強化すると共に、行政単位を超えた国民的レベルで、また業種や分野を超えた

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○公共測量の実施……（都市整備局都市基盤部調整課……）
○公共測量の終了……（同）……一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課……）一

告示（公）

○警察署協議会委員の委嘱……四

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……四

……（生活文化局都民生活部地域活動推進課……）四

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……（同）……六

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……（産業労働局商工部地域産業振興課……）七

○争議行為の予告……（産業労働局雇用就業部労働環境課……）七

……（産業労働局雇用就業部労働環境課……）七

告示

○東京都告示第九百七十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月四日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量（地籍調査）
- 三 測量の区域 江戸川区篠崎町五丁目及び篠崎町六丁目 各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年六月三十日から平成二十七年三月三十一日まで

○東京都告示第九百七十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年七月四日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 千代田区神田駿河台四丁目及び神田淡路町二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十五年十二月二十六日から平成二十六年六月十日まで

○東京都告示第九百八十号

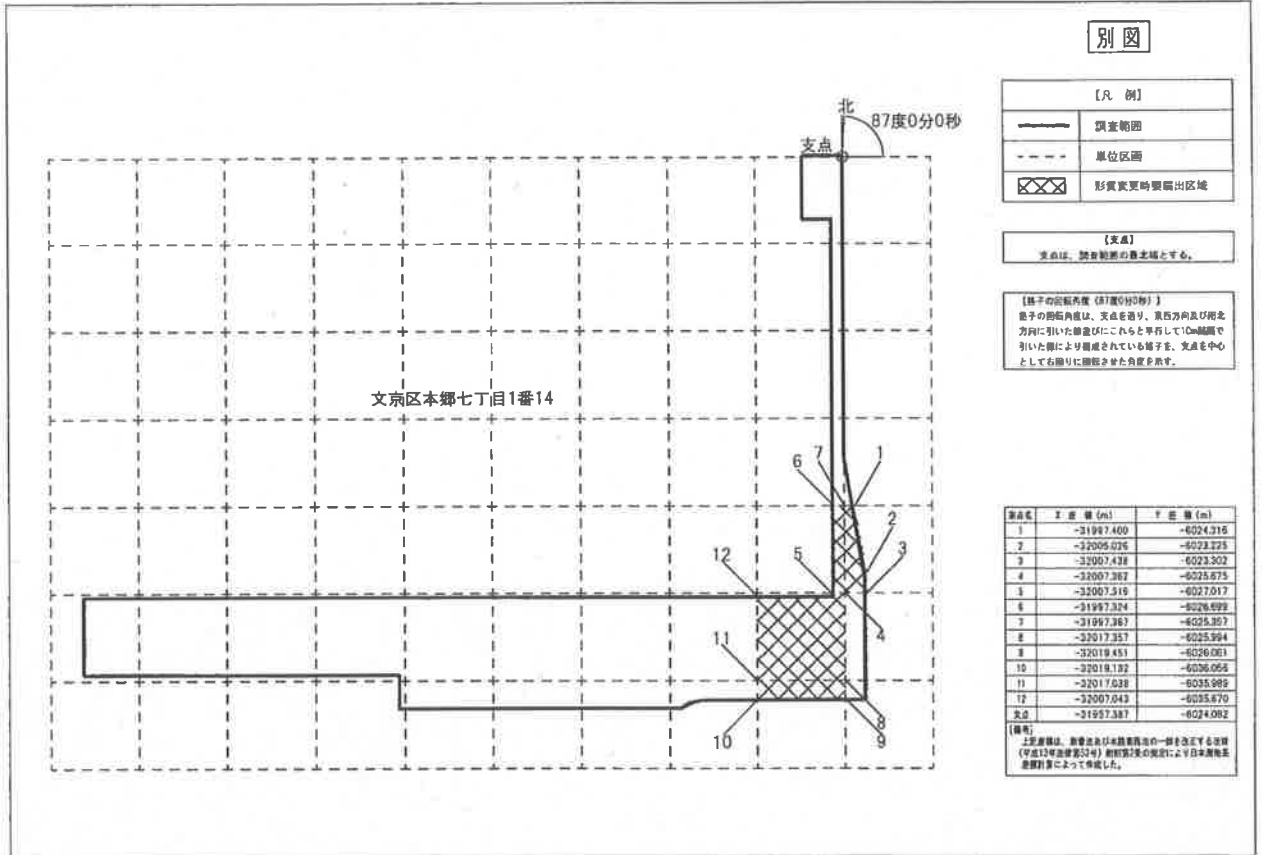
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月四日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区本郷七丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物



●東京都告示第九百八十一号

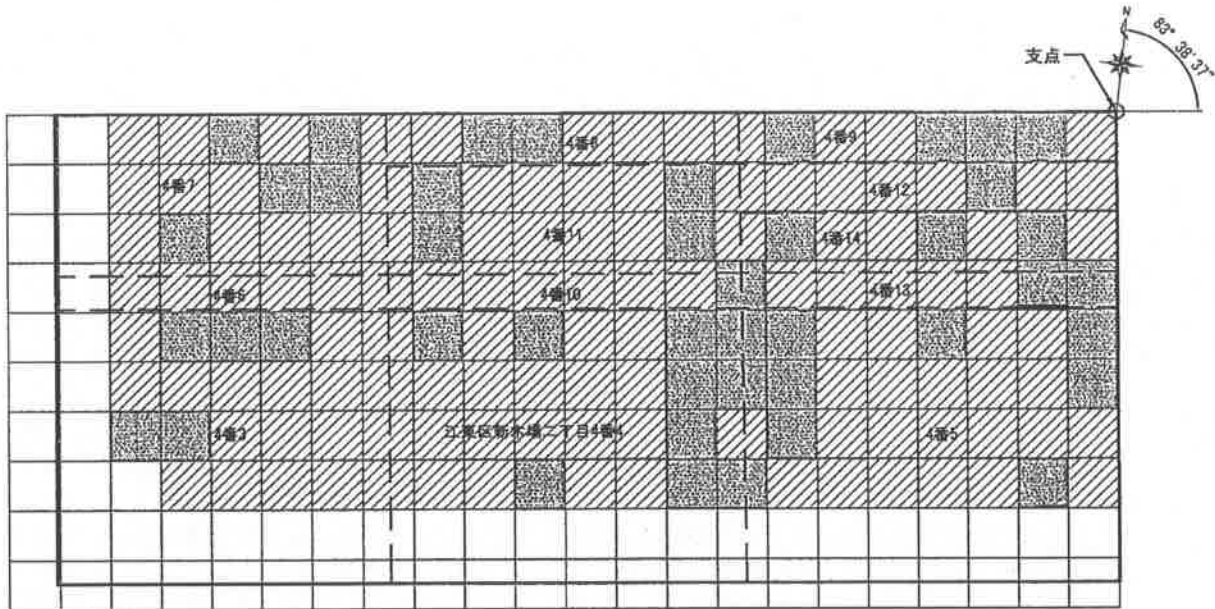
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新木場二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡 例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - 形質変更時要届出区域
(平成26年東京都告示第880号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域
(この告示で指定する区域)

【支点】
支点は、江東区新木場二丁目4番9号の最北端とする。

【格子の回転角度(83度38分37秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月四日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（東大和市立野三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、テトラクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物